

警察庁デジタル人材確保・育成計画（概要版）

はじめに

政府全体として「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現を目指してデジタル改革を強力に推進する中、サイバー空間は、地域や年齢等を問わず、全国民が参画し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げ、今やサイバー空間においても実空間と変わらぬ安全安心を確保することなくして、国民が安心して暮らせる社会を実現することは不可能である。そのため、サイバー空間の脅威への対処機関としての警察の質的・量的な能力向上は引き続き重要な課題である。

同時に、日本社会が直面する人口減少や急速な高齢化、国際化の進展等の変化に適応し、新たに生じる又は変容する治安上の課題に適切に対処するための効率的な警察運営の実現には、情報システムの適切な開発・運用とサイバーセキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革を推進することも永続的な課題である。

警察庁では、警察通信、情報の管理、犯罪の取締りのための情報技術の解析等を担わせるため、従前から警察官とは別に総合職及び一般職の技術系職員を採用し、警察大学校附属警察情報通信学校（以下「警察情報通信学校」という。）における教育訓練等を通じて、警察が必要とする能力や高度な専門的知識・技能を有する人材の育成・充実に図ってきた。加えて、警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センター（以下「サイバーセキュリティ対策研究・研修センター」という。）において、警察がサイバー空間の脅威に関する的確な捜査活動を行うための研修を実施するなど、人材育成体制を拡充してきたところである。

本計画は、これまでの取組を踏まえつつ、上記の課題に適切に対処するため、警察庁におけるデジタル人材として、高度な専門的知識・技能を有する人材（以下「高度専門人材」という。）及び情報通信技術に関する一定の専門性と所管行政に関する十分な知識、技能、経験を有し、高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをする人材（以下「橋渡し人材」という。）並びにサイバー空間の脅威への対処に係る警察官の確保・育成の一層の強化を図ることを目的に、「警察庁デジタル人材確保・育成計画」として策定したものである。

警察庁では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、デジタル人材の確保・育成状況等を踏まえ、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていく。

1 体制の整備と人材の拡充

○ 体制の整備

警察庁では、サイバー空間の脅威への対処及び効率的な警察運営の実現に向けたデジタル改革を担う体制整備に努めているところ、極めて深刻なサイバーセキュリティ情勢やデジタル改革への適切な対応の必要性等昨今の情勢を踏まえ機構・定員要求を行う。

○ 人材の拡充についての方針

警察庁においては、従来からサイバー空間の脅威への対処・デジタル化に係る高度な人材の確保に努めてきたところ、今後のデジタル改革等に適切に対応するため、以

下の方針の下に人材を拡充させていくこととする。

技術系職員の採用活動については、現在、警察庁においては国家公務員採用総合職試験（院卒・大卒程度）、各管区警察局等の地方機関においては国家公務員採用一般職試験（大卒程度・高卒者）の技術系区分（高卒者については技術区分）を中心に行っているところ、引き続きサイバー及びIT・セキュリティ関係に素養のある者を見極めて採用していくこととする。

育成については、採用後、部内外における研修、職場内の業務を通じた訓練（OJT）等による情報通信技術に係る知識・技能向上を図りつつ、警察情報通信学校等における教育訓練を通じて、高度専門人材及び橋渡し人材の育成・拡充に努めていくこととする。

また、関東管区警察局サイバー特別捜査部に配置される警察官等について、サイバーセキュリティ対策研究・研修センターにおける教育環境や各種教養機会を拡充し、サイバー空間の脅威への高度な対処能力を有する人材の育成・拡充に努めていくこととする。

2 有為な人材の確保

技術系職員の新卒採用については、令和5年度以降の国家公務員採用総合職試験のデジタル区分及び国家公務員採用一般職試験のデジタル・電気・電子区分を含めた技術系区分の合格者を中心に、政府デジタル人材候補として、毎年度100名程度採用する。

また、民間企業等における実務経験を有する人材を確保するため、必要に応じ経験者採用試験を活用することとする。

なお、採用に当たっては、警察庁における一般行政事務への志望のみならず、デジタル改革に向けた取組への意欲やこれまで経験した業務内容及び保有する資格等を確認することとする。

新卒採用及び経験者採用により確保した人材については、情報通信関係部門に配置してのOJT、警察情報通信学校等の専科への入校、他省庁・民間企業での研修等を活用し、所掌事務に関する知識及び経験、IT・セキュリティに関する高度な専門知識・技能の修得を行うものとする。

3 政府デジタル人材育成支援プログラム

(1) 研修

① デジタル庁及びNISC等が主催する研修の活用

警察庁では、一般的なITスキルや電子政府に関するものなど、政府機関に共通する知識・技能に関する研修については、内閣官房及び総務省において用意する研修を活用している。また、現に統括部局や社会的な影響の大きいシステムを所管する部局で勤務している職員については、デジタル庁及びNISC等が主催する「政府デジタル人材」候補者向け研修へ積極的に参加させるとともに、それら以外の職員についても、積極的な受講を推奨している。

② 警察庁において自ら実施する研修等

○ 警察庁において自ら実施する研修等

警察庁では、警察業務の特殊性を踏まえ、警察情報通信学校において、一般職又は総合職として採用された全ての技術系職員（毎年100名程度）に対し、情報通信部門の業務に必要となる基本的な知識・技能を習得させるための研修を実施している。また、情報通信技術に係る特定の業務分野における高度な専門的知識・技能を習得させるための研修を実施している。

○ 外部委託研修等

警察庁では、最新の技術に関する知識・技能等、研修環境を警察庁で用意することが困難な場合についても、必要に応じ民間企業が提供する研修等を通じてその習得に努めており、引き続き活用を図る。

③ 資格試験等の合格又は修了に向けた取組

警察庁では、デジタル人材の確保・育成等に向け、スキル認定要件の一つである公的資格試験等の合格又は修了の目標人数を設定の上、デジタル庁等が主催する研修の受講を奨励している。

(2) 出向等

① 各種政府機関への出向

警察庁では、内閣サイバーセキュリティセンターにおけるIT・セキュリティに関する実践的な業務を経験させるために、職員を派遣又は出向させている。

また、デジタル庁において政府全体のシステム整備に係わる戦略についての実践的な業務を経験させるために職員を派遣又は出向させている。

② 国内外の大学院等への派遣

サイバーセキュリティに関する体系的な知識及び技術や実践力等を持つ高度な人材の育成を目的として、国内のサイバーセキュリティ分野の研究が盛んな大学院に職員を入学させ、専門知識・技能を習得させることで、組織の技術レベルのさらなる伸長を推進することとしている。

海外派遣に関しては、高度な情報通信技術を用いた犯罪への対処に資する解析技術の習得等を目的とし、最先端の研究を行っている学術機関に職員を派遣しており、今後も継続して派遣を行うこととしている。

③ 民間企業への派遣

民間企業への派遣に関しては、不正プログラム解析等の技術的なノウハウや知見の蓄積等を目的とし、情報通信関連企業及びサイバーセキュリティの分野で先端的な取組を推進する企業へ職員を派遣しており、今後も継続して派遣を行うこととしている。

(3) スキル認定

政府デジタル人材の確保・育成のため、令和6年4月11日に改定した政府デジタル人材のスキル認定に関する内部手続規定に基づき、スキル認定事務を推進する。

4 人事ルート例

(1) 全体的なキャリアパス像

警察庁では、長官官房技術総括審議官の指揮監督の下、デジタル化を進めるとともに、情報システムの適切な開発・運用とサイバーセキュリティ対策、それらと一体と

なった業務改革に取り組む体制を整備するために必要な知識、経験を有する職員を確保・育成していくこととしている。こうした情報システムやサイバーセキュリティ対策に係る経験や知識・能力の習得の観点から、警察庁採用後に想定されるキャリアパスの一例は次のとおりである。

◆採用時から本庁係員クラス（採用年から4年目頃）

- ↓ ・研修：警察情報通信学校通信職員養成科、各種専科への入校、
- ↓ 管区学校主任任用科への入校
- ↓ ・所属部署：管区・府県情報通信部各課の係員・主任級での勤務、
- ↓ 警察庁長官官房技術企画課及び通信基盤課並びにサイバー警察局情報技術解析課
- ↓ （以下、「警察庁情報通信関係各課」という。）の係員級での勤務
- ↓ ・出向等：県警情報管理課等への出向、NISC等他省庁への出向

◆本庁主任クラス（7年目頃）

- ↓ ・研修：警察情報通信学校通信職員係長任用科、各種専科への入校、
- ↓ 管区学校係長任用科への入校
- ↓ ・所属部署：管区・府県情報通信部各課での係長級での勤務、
- ↓ 警察庁情報通信関係各課の主任級での勤務、
- ↓ 警察大学校附属警察情報通信学校各教養部の主任助手級での勤務
- ↓ ・出向等：県警情報管理課等への出向、NISC等他省庁への出向

◆本庁係長クラス（15年目頃）

- ↓ ・研修：警察大学校課長補佐任用科への入校
- ↓ ・所属部署：府県情報通信部各課の課長補佐級での勤務、
- ↓ 管区情報通信部各課の専門職級での勤務、
- ↓ 警察庁情報通信関係各課の係長級での勤務、
- ↓ 警察大学校附属警察情報通信学校各教養部の助教授級での勤務
- ↓ ・出向等：県警情報管理課等への出向、NISC等他省庁への出向

◆本庁課長補佐クラス（25年目頃）

- ↓ ・研修：警察情報通信学校通信職員課長任用科への入校、
- ↓ 警察大学校警察運営科への入校
- ↓ ・所属部署：府県情報通信部各課の課長級での勤務、
- ↓ 管区情報通信部内各課の課長補佐級での勤務、
- ↓ 警察庁情報通信関係各課の専門官・課長補佐・理事官級での勤務、
- ↓ 警察大学校附属警察情報通信学校各教養部の教授級での勤務
- ↓ ・出向等：県警情報管理課等への出向、NISC等他省庁への出向

◆管理職（33年目頃）

- ↓ ・所属部署：府県情報通信部部長級での勤務、
- ↓ 管区情報通信部各課の課長級での勤務、
- ↓ 警察庁情報通信関係各課室の室長級での勤務、
- ↓ 警察大学校附属警察情報通信学校各教養部の部長級での勤務

(2) キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

① 情報システムについて経験することが想定される課室と役職

i) 長官官房技術企画課（情報管理システムを所管）

- ・課長
- ・理事官
- ・課長補佐（システム整備・運用担当）
- ・システム整備・運用担当係長

ii) 警察大学校附属警察情報通信学校情報管理教養部及び通信技術教養部

- ・部長
- ・教授
- ・助教授
- ・主任助手

iii) 県警情報管理課

- ・課長
- ・管理官
- ・課長補佐
- ・係長

② セキュリティについて経験することが想定される課室と役職

i) 長官官房技術企画課（情報管理システムを所管）

- ・課長
- ・情報セキュリティ対策室長
- ・情報セキュリティ監査官
- ・理事官
- ・課長補佐（情報セキュリティ担当）
- ・情報セキュリティ係長

ii) サイバー警察局情報技術解析課（情報技術の解析等を所管）

- ・課長
- ・高度情報技術解析センター所長
- ・サイバーテロ対策技術室長
- ・理事官
- ・課長補佐（国際・電磁的記録解析・サイバー攻撃対策担当）
- ・国際・電磁的記録解析・サイバー攻撃対策担当係長

iii) 警察大学校附属警察情報通信学校情報管理教養部及び情報技術解析教養部

- ・部長
- ・教授
- ・助教授
- ・主任助手

iv) 県警情報管理課

- ・課長
- ・管理官
- ・課長補佐

・係長

③ 事案対処、保安、事故対応、危機管理、安全保障等について経験することが想定される課室と役職

i) 長官官房技術企画課（情報管理システムを所管）

- ・課長
- ・情報セキュリティ対策室長
- ・情報セキュリティ監査官
- ・理事官
- ・課長補佐（情報セキュリティ担当）
- ・事案対策係長

ii) サイバー警察局情報技術解析課（情報技術の解析等を所管）

- ・課長
- ・高度情報技術解析センター所長
- ・サイバーテロ対策技術室長
- ・理事官
- ・課長補佐（企画・指導・電磁的記録解析・サイバー攻撃対策担当）
- ・企画・指導・電磁的記録解析・サイバー攻撃対策担当係長

iii) 警察大学校附属警察情報通信学校情報技術解析教養部

- ・部長
- ・教授
- ・助教授
- ・主任助手

iv) 県警情報管理課

- ・課長
- ・管理官
- ・課長補佐
- ・係長

5 幹部職員を含む一般職員のリテラシー向上

警察庁では、全警察職員のIT・セキュリティ等に関するリテラシー向上のため、警察大学校、管区警察学校、都道府県警察学校等において、採用時、昇任時、各部門任用時等に研修を実施する。

また、平成5年度から継続して実施している警察職員の情報処理能力についての検定により、警察における情報セキュリティポリシーを始めとした情報処理に係る法令・規程に関する知識や情報システムの操作に関する知識・技能を検定し、全警察職員のリテラシー向上を図るほか、上級の区分においてシステムの設計・開発・監査等に係る知識・技能を検定し、情報通信技術に係る人材の拡大を図る。

加えて、情報システムの取扱いやサイバー空間の脅威の情勢等に関する分かりやすい執務参考資料を作成し、職員へ配布するとともに、いつでも参照できるよう組織内のポータルサイトに掲載するなど、全警察職員の情報セキュリティ意識の醸成等を図る。